

(別添)

設計概要書

1. 事業目的

相楽中部消防署山城出張所（以下、「山城出張所」）は、昭和 51 年 3 月に建築され、長きにわたり地域の防災拠点としての重要な役割を担っているが、建築から 50 年が経過しようとしており、建物の老朽化が進んでいる。

また、耐震性能が不十分であり、改修工事のみでは出張所としての機能を維持することが難しく、十分にその役割を果たせないため、建替えを行い、地域の防災拠点としての機能向上を図るものである。

2. 設計概要

相楽中部消防署山城出張所

(1) 新出張所の建築

事務所＋緊急車両車庫、軽量鉄骨造、1～2階建て、延床面積約 400 m²、
上記に伴う電気、機械設備、外構整備

※現出張所と同様の機能を有するものとし、階数は建替え計画と合わせて検討すること

(2) 建築敷地拡大に伴う造成

既存敷地南側の空き地（約 180 m²程度）を建築敷地として含めるための造成

(3) 現出張所の解体

事務所＋緊急車両車庫、鉄骨造、1階建て、延床面積 248.76 m²
物置、工作物の撤去又は移設

(4) 建替え計画

現出張所の機能を損なわない(1)～(3)の段階的な工事計画の作成

※計画敷地は河川区域内であるため、国土交通省淀川河川事務所と協議の上、河川占用に係る手続きを行うこと

3. 山城出張所の設計仕様書

「官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）」を踏まえ、各項目について所定の性能を確保し、バランスの取れた合理的かつ機能的な施設設計を行うこと。特に規定のない場合は、公共建築物建設工事共通仕様書を参考にすること。

本施設設計仕様書は最低限の水準を示したものであり、事業者による提案において、当該水準を上回る水準を確保し、かつ維持や保守管理運営コスト等の上昇が伴わない提案については、これを制限するものではない。

第1 基本的性能

| 分野 | 項目 | 概要 |
|-------|------------|--|
| 社会性 | 地域性 | <ul style="list-style-type: none"> 施設が立地する地域の特性を考慮し、地域社会への貢献について配慮したものとなること。 |
| | 景観性 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺環境との調和を図り、良好な景観が形成されること。 |
| 環境保全性 | 環境負荷低減性 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化に配慮し、将来的な建替えも含めた総合的な環境負荷低減が図られること。 施設のライフサイクルコスト削減を図ったものとする。 人体への安全性、環境への影響及び資源循環に配慮したエコマテリアルの建設資機材が選定されること。 施設が消費するエネルギーを抑制し、自然エネルギーや資源の有効利用を図り、総合的に環境負荷が低減されること。 |
| | 周辺環境保全性 | <ul style="list-style-type: none"> 施設建設に伴う周辺環境へ及ぼす負の影響が低減されること。 |
| 安全性 | 安全性 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の地震災害、液状化及び二次災害に対して、構造体、建築非構造部材、建築設備等の安全性及び消防庁舎機能が確保されること。 水害に対して、人命の安全性の確保に加え、災害対策活動等に必要な機能の維持や財産、情報の損傷等の防止が図られること。 落雷に対して、人命の安全に加え、施設及び通信・情報機器の機能の確保が図られること。 |
| | 機能維持性 | <ul style="list-style-type: none"> 地震等の要因によりライフラインが途絶した場合でも、必要な機能維持が図られること。 |
| | 防犯性 | <ul style="list-style-type: none"> 外部からの侵入防止や犯罪等の発生防止が図られ、用途に応じた職員等利用者のプライバシー、セキュリティが確保されること。 職員の全員出動時（無人）において、セキュリティが保たれ、かつ非常召集された職員が、個別に庁舎に入館することが可能であること。 |
| 利便性 | 利便性 | <ul style="list-style-type: none"> 目的や利用状況等に応じた移動空間及び搬送設備が確保され、移動等が円滑かつ安全に行えること。 可動部や操作部の安全性が確保されること。 |
| | ユニバーサルデザイン | <ul style="list-style-type: none"> 全ての利用者ができる限り円滑かつ快適に施設を利用できること。 |
| | 室内環境性 | <ul style="list-style-type: none"> 用途に応じた各種騒音への対策や遮音性など必要となる音環境が確保されること。 用途に応じた照度の確保や照明制御、自然採光など必要となる光環境が確保されること。 用途に応じた温湿度の設定や空調ゾーニングなど必要となる熱環境が確保されること。 用途に応じた換気や空気清浄度の確保など必要となる空気環境を確保できること。 |

| | | |
|-----|--------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の健康等に悪影響を与えない衛生環境が確保されること。 ・人の動きや設備、交通、風による振動により不快感を与えることのないよう性能が確保されること。 |
| | 情報化対応性 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防庁舎としての必要な通信や情報システムに対応し、万全な情報処理機能が確保されること。（消防用設備機器等のスペース確保を含む。） |
| 経済性 | 耐用性 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切な修繕、更新等を前提に、機能の合理的な耐久性が確保されること。 ・社会的状況の変化等による施設の用途、機能等の変更に柔軟に対応できるフレキシビリティを確保すること。 |
| | 保全性 | <ul style="list-style-type: none"> ・清掃や点検保守等に維持管理が効率的かつ安全に行えること。 ・材料や機器等の更新が経済的かつ容易に行えること。 |

第2 各室要求水準

ア 主要諸室の機能

各室平面は、極力正形とすることが望ましい。

| 室名・面積(m ²) | 要求水準 |
|--------------------------------|--|
| 執務室 70m ² 程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の執務室及び来庁者の応対を行う部屋として利用する。 ・合計13人が勤務する。 ・床はOAフロアとする。 ・机の配置は、効率的で明解なレイアウトとする。 ・打合せ等ができるスペースを設ける。 ・壁面等には適宜キャビネットを設置する。 ・執務室内の事務机は、両袖に可動式ワゴンを収納可能なものとする。 ・デジタル複合機を設置するスペースを設ける。 ・消防指令システムのモニタ用ディスプレイを設置する。 ・受令機を設置するスペースを設ける。 ・消防救急支援システムを設置するスペースを設ける。 |
| 待機室及び倉庫 48m ² 程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の仮眠室として利用する。 ・男女の使い分けができるように部屋を2以上に分ける ・各室にベッドを設ける。 ・各室ごとの遮音性を確保すること。 ・各室の配置は、冷暖房効率に配慮した計画とする。 ・各室に衣服掛け及びアーム式照明を設ける。 ・遮光カーテンを設ける。 ・仮眠室の換気設備は24時間換気とするが、就寝環境へ配慮し、作動音等の静穏なものを利用する。 |
| 食堂及び厨房 20m ² 程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の食堂及び厨房として利用する。 ・厨房設備を設ける。 |

| | |
|-------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・食器棚、家電用収納棚を設置する。 ・冷蔵庫を設置するスペースを設ける。 ・手洗い設備を設ける。 ・畳のスペースを設ける。 |
| 浴室・脱衣室 16㎡程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ユニットバスを設ける。 ・脱衣室を設け、脱衣棚を設置する。 ・洗濯機を置けるスペースを設ける。 |
| トイレ 適宜 | <ul style="list-style-type: none"> ・人員規模に応じた数とする。 ・男性用及び女性用、多目的トイレを設ける。 |
| 出動準備室 50㎡ | <ul style="list-style-type: none"> ・出動準備として、執務室、緊急車両車庫との動線に配慮する。 ・消防署職員のロッカー及び個人用物品の保管として利用する。 ・蓋つき下足箱を設けると共に、衣装ケースを置ける棚を設置する。 |
| 救急消毒・洗淨場 10㎡程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・活動服等の洗濯及び乾燥をする部屋として利用する。 ・衣類や物品等を収納する棚を設ける。 |
| 緊急車両車庫 80㎡程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・配備予定車両（緊急車両2台）を駐車する。 ・緊急車両の迅速な出動に配慮した計画とする。 ・車両への乗り込みが迅速に行えるように適切な間隔で車両を駐車できる計画とする。車両間は、ドアの開閉に支障のない間隔とし、車両と壁、柱などの間隔は作業等に支障のない間隔を確保する。また、天井高は車両の上部（概ね車両高にプラス1.5m）での作業に支障のない高さを確保する。 ・救急車後部は、ストレッチャーの出し入れに支障のないものとする。 ・車両の排気ガス対策として、排気ガス浄化・排出システム（緊急車両2台分）を設ける。 ・床は、滑りにくい仕上げとする。また、消防車両の荷重に耐える仕上げとする。 ・適宜水勾配をとり、車庫内に排水溝を設ける。 ・オーバースライディングシャッターを設ける。 ・防犯センサーを設ける。 ・給湯栓及び流し台を設ける。 ・消防車及び救急車の充電用ケーブルを接続できる電源コンセントを各車レーンの左右に2か所以上設ける。 ・天井高による余剰スペースを収納等に活用することは差支えないが、収納物が地震等で落下しない構造とする。 |
| 水防団資材倉庫 20㎡程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・資材を保管できるスペース。 ・緊急車両車庫に隣接する。 |
| 油庫及びプロパン庫 5㎡程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・油庫及びプロパン庫を設ける。 ・搬入出動線に配慮する。 |
| 救急資器材庫 10㎡程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両車庫との動線に配慮する。 |
| 資器材庫 20㎡程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両車庫との動線に配慮する。 |

| | |
|-----------------------|--|
| 出入口・廊下・ (階段) 適宜 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の緊急出動の動線と、来庁者の動線を区別し、事故防止に配慮する。 ・ 緊急出動時に出動しやすい構造とする。 ・ 出動動線の階段及び廊下は、滑りにくい仕上げとする。 ・ 来庁者の目に付きやすい位置に掲示板（マグネット式）を設ける。 ・ 通用口、風除室を適宜設ける。 |
| 車両出動表示灯 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前面道路から確認できる大型の車両出動表示灯及び赤色灯を設ける。 ・ 上下線どちらの車両に対しても事故防止が図られる計画とする。 |
| 訓練スペース | <ul style="list-style-type: none"> ・ ホースリフター（ホイスト）を設置する。 |

イ 外構等の機能

(ア) 特殊施設等

| 施設名 | 要求水準 |
|------------------|--|
| 自家発電設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の搬出入やメンテナンス等に配慮した計画とする。 ・ 防音に配慮する。 ・ 情報通信システムについては、停電時も常に稼働するものとする。 ・ 照明システムについては、停電時に最低1/2程度の照度を確保する。 ・ 災害時の電力供給時間の延長、平常時の省エネへ配慮する等、太陽光発電設備等と連携したシステムの提案も可とする。 |
| 自家発電設備用 燃料タンク | <ul style="list-style-type: none"> ・ タンク室構造とし、危険物施設と同等の安全基準を遵守する。 ・ 自家発電設備の燃料を貯蔵するタンクとして、自家発電設備が連続して72時間以上稼働できる容量を確保する。 ・ 燃料補給が容易にできるよう配慮する。 ・ 貯蔵及び取扱量は、危険物指定数量以下とする。 ・ 自家発電設備が安定確実に作動できるよう、貯蔵燃料の循環も含め維持管理に配慮した設備とする。 |

(イ) 駐車場・ごみ置場等

| 施設名 | 要求水準 |
|-----------------|--|
| 職員及び来庁者 用駐車場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員及び来庁者の利用しやすい位置に設ける。 ・ 緊急車両車庫からの車両の動線に配慮する。 ・ 13台程度駐車スペースを設け、内1台は車いす用駐車場とする。 |
| ごみ置場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃やすごみ、カン、ビン、ペットボトル、生ごみ及び不燃ごみを区分して置くための物置タイプのごみ置場を設ける。 ・ 職員及びゴミ回収車が利用しやすい位置に設ける。 ・ 職員以外（周辺住民など）がごみを捨てることがないように工夫する。 |

(ウ) 掲示板・案内板等

| 施設名 | 要求水準 |
|---------|--|
| 掲示板 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火ポスター等の掲示を可能なものとし、人目につきやすい位置に設ける。 |
| 施設案内看板等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 来庁者の入口付近に施設名等を表示した看板及び消防署徽章を設ける。 |

| | |
|----------|------------------------------|
| 国旗等掲揚ポール | ・ 国旗等掲揚のためのポール（7 m程度）を1基設ける。 |
|----------|------------------------------|

(エ) その他外構施設

| 施設名 | 要求水準 |
|-------|--|
| 囲障・植栽 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地境界線部分には、地先境界ブロック等を設置する。 ・ 敷地の出入口部分は、門扉等は設けずオープンとする。 ・ 植栽は、樹木等の成長に支障がないよう配慮するとともに、維持管理等を考慮した樹種の選定を行う。 |
| 舗装 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 構内通路や建物周囲など、設置場所に応じた機能を有する舗装とする。 ・ 車両の荷重に耐える舗装とする。 |
| 防火水槽 | ・ 防災の拠点として防火水槽（40 t）1基を設置する |
| 公衆電話 | ・ 既設の公衆電話を存置又は移設を検討する。 |

※現出張所には浄化槽が設置されているため、現状を調査の上、排水計画を検討すること。

※給水の引込位置など、木津川市上下水道部と十分に協議を行うこと。

※都市計画法の開発許可の有無に関わらず、関係機関に意見照会を行うこと。

※その他、上記に伴い必要となる仕様や設備、什器については監督職員と協議すること。